

## EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

### 1) 件名

- REACH 規則の新たな SVHC として 1 物質を追加

### 2) 内容

- 2024 年 11 月 7 日、ECHA は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として以下の 1 物質の追加について公表した。

- Triphenyl phosphate

(内分泌かく乱作用)

(CAS No. 115-86-6)

- 今回は第 32 次で合計 242 物質になる。

- 主な用途

セルロースアセテートフィルムに難燃性・透明性・耐水性・柔軟性・非粘着性を付与する可塑剤

ニトロセルロースフィルムに引張強度を付与する可塑剤

合成ゴムに柔軟性・耐ガソリン性・耐鉱油性を付与する可塑剤

フェノール樹脂積層板の難燃性可塑剤

エンジニアプラスチックの難燃剤兼可塑剤

### 3) SEAJ コメント

- 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。

(1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている

(2) SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている

- 2021 年 1 月 5 日以降は、SCIP DB への通知も必要となりました。
- 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

### 4) 添付情報・資料

- なし

### 5) 関連情報

- SVHC の URL

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

### 6) その他

- なし